## 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月13日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和5年3月13日専決

亀岡市長 桂川 孝裕

記

1 損害賠償の額 83,600円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 36歳男性

3 事故の概要

令和5年2月14日午後2時30分頃、亀岡市千代川町高野林 地内において、市職員が相手方敷地内の駐車場から出庫する際に 敷地内フェンスに接触し、当該フェンスが損傷した。

## 損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 83,600円

2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 36歳男性

3 事故の概要

令和5年2月14日午後2時30分頃、亀岡市千代川町高野林 地内において、市職員が相手方敷地内の駐車場から出庫する際に 敷地内フェンスに接触し、当該フェンスが損傷した。